

# 婚姻届の書き方

黒ボールペン又は黒インクで、かい書で書いてください。  
消せるボールペンは使用しないでください。

## 1. ご持参いただくもの

- 婚姻届書
- 本人確認を行うため、次の書類をお持ちください。

●イの書類は1点お持ちください

イ	マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、在留カード、特別永住者証明書、船員手帳、身体障害者手帳、無線従事者免許証、海技免状、小型船舶操縦免許証、宅地建物取引士証、航空従事者技能証明書、耐空検査員の証、運航管理者技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、猟銃・空気銃所持許可証、教習資格認定証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以後に交付されたものに限る。）、電気工事士免状、特種電気工事資格者認定証、認定電気工事従事者認定証、療育手帳、戦傷病者手帳、警備業法第23条第4項に規定する合格証明書、公務員の写真付き身分証明書、精神障害者保健福祉手帳
---	---

●イをお持ちでない場合は次の書類を2点（ロ＋ハ）または（ロ＋ロ）をお持ちください

ロ	国民健康保険・健康保険・船員保険・国家公務員共済組合・地方公務員共済組合若しくは私立学校教員共済制度の資格確認書（書面によって作成されたものに限る。）、介護保険の被保険者証、国民年金・厚生年金保険・船員保険に係る年金証書、共済年金・恩給の証書
ハ	写真付き学生証、民間法人が発行した写真付き身分証明書、国・地方公共団体の機関が発行した写真付き資格証明書（イに掲げるものを除く）

イ、ロ、ハの書類がない場合は習志野市役所から届出人あてに確認書類を送付します。

- マイナンバーカード  
（お持ちの方で、婚姻届出によって氏名等に変更のある方）

- 休日・夜間等に届出をすることもできます。ただし、届書等に不備があると受理できないこともありますので、事前に審査を受けるようにしてください。
- 住所を変更される場合は住民異動届（転入・転居等）の手続きが必要です。ただし、住民異動届は平日以外は受付できませんので休日・夜間等に婚姻届を出される場合は、後日届出をしてください。
- 一方が外国人または外国人同士の場合は、取り扱いが異なりますので下記へおたずねください。

お問い合わせ

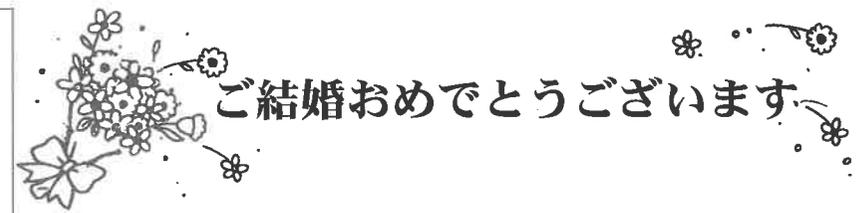
**習志野市役所**  
**市民課 戸籍係**  
047-451-1151 (代表)

## 婚姻届

令和〇年〇月〇日提出

〇〇市区町村長 殿

	夫 になる 人		妻 になる 人	
(フリガナ)	ナラシノ ユキオ	チ バ フクコ		
氏 名	習志野 幸男	千葉 福子		
生 年 月 日	平成〇年〇月〇日	平成〇年〇月〇日		
住 所 (住民登録をして いるところ)	〇〇県〇〇市鷺沼 2丁目 1番 1号	〇〇県〇〇市谷津 3丁目3番3-303号		
本 籍	〇〇県〇〇郡〇〇町 若葉 100番地	〇〇県〇〇市〇〇町 3丁目100番地		
(外国人のときは 国籍だけを書いて ください)	筆頭者の氏名 習志野 一郎	筆頭者の氏名 千葉 和夫		
父母及び養父母 の氏名 父母との続き柄 (右記の養父母以外にも 養父母がいる場合には その他の欄に書いてください)	父 習志野 太郎 続き柄 母 習志野 良子 長男 養父 習志野 一郎 続き柄 養母 習志野 咲子 養子	父 千葉 和夫 続き柄 母 千葉 恵子 二女 養父 続き柄 養母 養女		
婚姻後の夫婦の 氏・新しい本籍	<input checked="" type="checkbox"/> 夫の氏 新本籍（左の☑の氏の人すでに戸籍の筆頭者となっているときは書かないでください） <input type="checkbox"/> 妻の氏 〇〇県〇〇郡〇〇町若葉 100番地 1			
同居を始めた とき	令和〇年〇月（結婚式をあげたとき、または、同居を始め たときのうち早いほうを書いてください）			
初婚・再婚の別	夫 <input checked="" type="checkbox"/> 初婚 再婚 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 離別 年月日		妻 <input checked="" type="checkbox"/> 初婚 再婚 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 離別 年月日	
同居を始める 前の夫婦のそれ ぞれの世帯の おもな仕事と	夫 <input type="checkbox"/> 妻 <input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 夫 <input type="checkbox"/> 妻 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 夫 <input checked="" type="checkbox"/> 妻 <input type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等（官公庁は除く）の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が 1人から99人までの世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5） 夫 <input type="checkbox"/> 妻 <input checked="" type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯（日々または 1年未満の契約の雇用者は5） 夫 <input type="checkbox"/> 妻 <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 夫 <input type="checkbox"/> 妻 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない世帯			
夫妻の職業	（国勢調査の年…令和 年…の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください） 夫の職業 妻の職業			
その他				
届出人署名 (※押印は任意)	夫 習志野 幸男 印	妻 千葉 福子 印		
事件簿番号	.		連絡先 夫 047(451)xxxx	妻 043(251)xxxx



→ 正字、常用漢字に訂正したいときは「その他」欄に申し出をしてください。

→ 婚姻届を提出する時に住民登録をしている住所を記入してください。  
住所を変更される場合は、住民異動届の手続きが必要です。

→ 外国人の方は国籍を記入してください。  
外国人のうち、次の地域の法を本国法とする人は、国籍に代えて地域を記載することができます。  
1 台湾  
2 パレスチナ（ヨルダン川西岸地区及びガザ地区）

→ 夫婦は同一の氏を名のことになります。夫か妻の氏のいずれかを選んでください。  
左の☑の氏の人や外国人と結婚する人が戸籍の筆頭者となっていない場合には、新しい戸籍が作られますので、希望する本籍を書いてください。

→ 同居前の夫婦の世帯の仕事を選び、あてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。

→ 国勢調査の年のみ記入してください。

→ 婚姻前の氏名で本人が自署してください。押印は任意です。

→ 昼間連絡のとれる電話番号を記入してください。

証 人	
署 名 (※押印は任意)	習志野 太郎 印 千葉 和夫 印
生 年 月 日	昭和〇年〇月〇日 昭和〇年〇月〇日
住 所	〇〇県〇〇市港中央 3丁目2番1-101号 〇〇県〇〇市谷津 3丁目3番3-303号
本 籍	〇〇県〇〇郡〇〇町 若葉 100番地 〇〇県〇〇市〇〇町 3丁目100番地

→ 成年の証人が2人必要です。  
署名は証人が自署してください。押印は任意です。